

令和3年度福井県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月1日

令和3年10月1日最終改正

福井県

はじめに

- (1) 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 福井県の畜産業の現状

令和3年3月31日時点の県内の家畜の飼養頭羽数は、乳用牛22戸（1,062頭）、肉用牛44戸（2,247頭）、豚3戸（1,490頭）、鶏27戸（825,568羽）である。牛では、県北部の坂井地域に県内の4割の牛が飼養されており、産地として認識されている。豚の飼養場所は、それぞれ県内でまばらになっている。鶏においては、県内飼養羽数の9割が坂井地域に限定され、この地域には20万羽以上を飼養する大規模農場がある。

県内の家畜飼養者は高齢化が進んでおり、飼養戸数は年々減少しているが、一戸あたりの飼養頭数は増加している。血縁者に経営継承者がいる施設では、畜舎の増改築が行われている。一方、血縁者に継承者がいない施設でも、県内外から継承者が現れ、施設の継承が徐々に広がりつつあるが、長年の経営による施設劣化や飼養衛生管理基準が改正されたことにより、それを遵守するための施設改修が新たに必要となるケースがある。また、家畜衛生に対する知識と経験に、農家間で差があるため、今後、高位平準化を目指す必要がある。

家畜衛生を指導する側の獣医師においても高齢化や団塊世代の退職が進み、人員が不足している現状にある。今後も継続して、獣医師の確保、人材育成が求められている。

II 本県における飼養衛生管理の指導等を実施する意義と主体ごとの役割

飼養衛生管理基準は、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において基本として守るべき基準である。その遵守は、家畜への感染を防ぐ最も重要な発生予防対策の一つである。

これらのことから、家畜衛生に携わる主体ごとにそれぞれの役割を自覚し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することにより、家畜の伝染性疾病の発生予防に万全を期しておくことが必要である。

- ① 家畜所有者は、必要な知識および技術の習得に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。
- ② 県は、地域における家畜衛生の要であることを自覚するとともに、地域の実情に即して柔軟に飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を実施する。
- ③ 市町は、各地域における防疫検討会等を通じて、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止に対して協力する。
- ④ 開業獣医師や農業共済組合等の団体に所属する獣医師は、平常時から家畜の所有者に対して飼養衛生管理基準の遵守について必要な助言等を行うように努める。
- ⑤ 関連事業者は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止を自主的に取り組む。

Ⅲ 家畜の伝染性疾病の発生状況および家畜衛生上の課題

1. 概要

本県では、令和元年7月に野生いのししにおける豚熱の感染を初確認した。その後令和元年7月、8月に越前市の養豚場2戸において豚熱が続けて発生し、まん延防止に向け疑似患畜の殺処分や消毒等の防疫措置が行われた。県内すべての養豚場で、発生防止に向けて防護柵の設置等の対策を施していたことや、10月には豚熱ワクチンの全頭接種が開始されるなどの対策により、現在まで他の養豚場での発生は認められていない。しかし、その後の野生いのししの検査における疫学調査においては、県内全ての市町で感染が確認されており予断を許さない状況が続いている。

2. 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況および家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病の、発生はない。 ・牛伝染性リンパ腫については、令和2年度に4件の発生が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛伝染性リンパ腫の陽性農場は特定されている。ウイルス陽性農場における清浄化に向けた取組みが進んでいない。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、令和元年度に2件発生。 ・豚流行性下痢については、平成26年度に1件発生があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱ワクチン接種は実施しているが、ワクチン接種や防護柵等の維持管理を継続することにより多くの労力がかかる。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・サルモネラ症の発生はない。 ・平成23年に鶏伝染性気管支炎、平成24、25年にロイコチトゾーン症の発生があったがその後の続発はない。 ・これまで鳥インフルエンザの発生はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ侵入防止対策により多くの労力がかかる。

3. 各主体における課題

(1) 協働体制の構築

県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町、関連事業者、生産者団体および民間の獣医師等と協力して、伝染性疾病の発生予防およびまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。家畜の所有者に対し指導を行う場合、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集および提供、人材の養成および確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組むことが重要である。

(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防およびまん延防止のための備え

①県は、家畜の所有者等に対して飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する必要がある。埋却地について、家畜の所有者自らが確保できない場合には、

家畜の伝染性疾病の発生に対するセーフティネットとして焼却施設、移動式レンダリング装置等の利用が円滑に行われるようにする必要がある。

- ②市町および生産者団体等は、家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する知識および、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を習得し、疾病の早期発見に務めることが重要である。
- ③家畜の所有者は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組みを実践する必要がある。
- ・家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理区域に立ち入る全ての従業員が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置その他必要な措置を講ずること。
 - ・従事者等以外の者が衛生管理区域へ立ち入らないよう、境界の明確化および侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実に実施させること。
 - ・衛生管理区域に出入りする者に対し、区域の出入口において、区域専用の衣類および靴への更衣ならびに手指の洗浄および消毒等を実施させること。
 - ・衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、区域の出入口において、車両の消毒とともに、車用フロアマットの消毒等を実施させること。
 - ・畜舎等に入出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服および靴への更衣並びに手指の洗浄および消毒等を実施させること。
 - ・衛生管理区域内において、資材、機材等の整理整頓および不要物の処分を行うこと。
 - ・法第21条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地または焼却施設を確保すること。

(3) 生産性を阻害する疾病の低減

家畜の所有者等は、県、市町等からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致命的な症状を示さないものの出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努める必要がある。さらに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、助言を求め、原因を追究することが重要である。

(4) 動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する知識の向上

県は抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が実施されるよう監視および指導を徹底することが必要である。獣医師および家畜の所有者等は、関係法令に従い適切に動物用医薬品を使用することが必要である。

(5) 野生動物への対策強化

県、市町および関係団体は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や畜産業に重大な影響を及ぼす疾病の清浄性または浸潤状況を確認するために検査を実施する。家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草、その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域、畜舎、飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置など効果的な対策を講ずることが重要である。

IV 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、すべての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、家畜の所有者は自らその徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防およびまん延防止の取組は、すべての関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。特に飼養衛生管理に係る指導等を実施する県においては、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施していくことが重要である。

- ① 飼養衛生管理者は、農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアルを備え、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有する。
- ② 県は、飼養衛生管理指導等計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。
- ③ 県は、原則として牛は年1回以上、豚は年2回以上、鶏は年2回以上、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について確認を行う。その際、法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。確認の結果、遵守状況が不十分である場合は、法第12条の5および法第12条の6の指導および助言並びに勧告等を実施する。
- ④ 県は、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から家きん飼養者に対し飼養衛生管理基準の遵守状況に関する一斉点検を実施し、不遵守が無くなるまで毎月繰り返し指導する。
- ⑤ 県は、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認および指導等について、指導計画等に即して、計画的に実施するように努める。
- ⑥ 県、市町、関係団体、生産者および獣医師等は、家畜の伝染病の発生予防およびまん延防止に係る措置について相互に連携するとともに、家畜の所有者等による自主的取組を助長するため、必要な助言および指導を行う。
- ⑦ 県は、生産者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。

(2) 指導等の実施に関する基本的な方向

地域の家畜衛生上の課題を最も把握している家畜保健衛生所が主体となって、効率的かつ計画的に飼養衛生管理指導を実施する。確認にあたっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導にあたっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うように努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。

- ① 家畜の所有者および飼養衛生管理者等への情報の周知
特定家畜伝染病発生時の緊急情報や家保だより等を通じて、メール、FAX、郵送の手段で情報提供を行う。
- ② 市町、生産者団体等との協働体制の構築
県家畜衛生推進協議会を通じて、協働体制を構築する。
- ③ 家畜所有者および飼養衛生管理者の連絡先の聴取

県内全ての連絡先は常に最新のも荷を把握する。

④ 生産性を阻害する疾病の低減

乳房炎や下痢症、繁殖障害等への対策として、家畜保健衛生所による精密検査および定期的な巡回指導を継続していく。

⑤ 動物用医薬品の適正な流通・使用

抗菌剤の適正使用については、乳房炎検査など家保による病性鑑定結果を開業獣医師、NO S A I 獣医師に情報提供し、指導に活用していく。

⑥ 野生動物への対策強化

県、市町、および関係団体は、猟友会等地域の関係者と連携して県内に生息する野生いのししの駆除を促進する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況および動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

サーベイランスの実施方針

家畜 区分	対象疾病名	実施方法			
		地域	期間	検査対象	方法
牛	結核	県下全域	通年	対象群	皮内法
牛	ブルセラ症	県下全域	通年	対象群	エライザ法
牛	ヨーネ病	県下全域	通年	県外導入牛 県有繁殖牛	スクリーニング法、皮内法、 糞便検査、 リアルタイムPCR法
牛	アカバネ病	県下全域	6～11月	抽出牛	中和試験
牛	牛ウイルス性下痢症	県下全域	通年	県外預託牛	遺伝子検査
牛	牛伝染性鼻気管炎	県下全域	通年	導入牛	中和試験
牛	RSウイルス感染症	県下全域	通年	導入牛	中和試験
牛	パラインフルエンザ	県下全域	通年	導入牛	中和試験
牛	牛伝染性リンパ腫	県下全域	通年	乳牛 繁殖和牛	エライザ法
牛	BSE	県下全域	通年	死亡対象牛	エライザ法
豚	オーエスキー病	県下全域	通年	繁殖豚	ラテックス法
豚	PRRS	県下全域	通年	繁殖豚	エライザ法
豚、 いのしし	アフリカ豚熱	県下全域	通年	病性鑑定豚 野生いのしし	遺伝子検査
豚、 いのしし	豚熱	県下全域	通年	ワクチン接種豚 野生いのしし	エライザ法 遺伝子検査 FA
鶏	家きんサルモネラ症	県下全域	通年	種鶏	凝集反応

鶏	ニューカッスル病	県下全域	通年	採卵鶏	HI 反応
鶏	マイコプラズマ症	県下全域	通年	採卵鶏	凝集反応
鶏	鳥インフルエンザ	県下全域	通年	定点モニタリング 強化モニタリング	エライザ法、ゲル沈、 ウイルス分離
みつばち	腐蛆病	県下全域	通年	県外転飼群 県内定飼群	臨床検査・細菌検査

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

(1) 重点的に指導等を実施すべき事項および指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目 安の地域、時期等 地域 時期	実施の方法
牛、水牛、 鹿、めん羊 および山羊	1 家畜の所有者の責務の徹底 2 飼養衛生管理マニュアルの作成および従事者 等への周知徹底 3 衛生管理区域の適切な設定 4 記録の作成および保管 5 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 6 特定症状が確認された場合の早期通報	県下 一円 通年	農場立入り時に農場の 状況を確認し、助言・ 指導
豚	1 家畜の所有者の責務の徹底 2 飼養衛生管理マニュアルの作成および従事者 等への周知徹底 3 衛生管理区域の適切な設定 4 記録の作成および保管 5 処理済みの飼料の適切な利用 6 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 7 畜舎ごとの専用の靴の設置および使用、並び に手指の洗浄および消毒 8 畜舎外での病原体による汚染防止 9 野生動物の侵入防止のためのネット等の設 置、点検および修繕 10 衛生管理区域内の整理整頓および消毒 11 特定症状が確認された場合の早期通報	県下 一円 通年	農場立入り時に農場の 確認をし、助言・指導
鶏、あひ る、うず ら、きじ、	1 家畜の所有者の責務の徹底 2 飼養衛生管理マニュアルの作成および従事者 等への周知徹底	県下 一円 通年	農場立入り時に農場の 状況を確認し、助言・ 指導しながら作成

だちょう、 ほろほろ鳥 および七面 鳥	3 衛生管理区域の適切な設定 4 記録の作成および保管 5 衛生管理区域専用の衣服および靴の設置並び に使用 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設 置、点検および修繕 7 衛生管理区域内の整理整頓および消毒 8 特定症状が確認された場合の早期通報		
------------------------------	---	--	--

(2) 各年度の優先事項等

年度	家畜 区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管 理基準の事項	優先的に指導等 を実施する地域	理由	時期
令和3	鶏	1 家畜の所有者の責務の徹底 2 飼養衛生管理マニュアルの作成および 従事者等への周知徹底 3 衛生管理区域の適切な設定 4 記録の作成および保管 5 衛生管理区域専用の衣服および靴の設 置並びに使用 6 野生動物の侵入防止のためのネット等 の設置、点検および修繕 7 衛生管理区域内の整理整頓および消毒 8 特定症状が確認された場合の早期通報	坂井地域	・農場への病原体 侵入防止の観点か ら重要な事項であ るため ・また、大規模養 鶏場が多い地域に おいて、交差汚染 を防止するため。	通年
令和4	鶏	1 家畜の所有者の責務の徹底 2 飼養衛生管理マニュアルの作成および 従事者等への周知徹底 3 衛生管理区域の適切な設定 4 記録の作成および保管 5 衛生管理区域専用の衣服および靴の設 置並びに使用 6 野生動物の侵入防止のためのネット等 の設置、点検および修繕 7 衛生管理区域内の整理整頓および消毒 8 特定症状が確認された場合の早期通報	坂井地域以外の 県下全域	・農場への病原体 侵入防止の観点か ら重要な事項であ るため ・養鶏場での交差 汚染を防止するた め。	通年
令和5	牛	1 家畜の所有者の責務の徹底 2 飼養衛生管理マニュアルの作成および 従事者等への周知徹底 3 衛生管理区域の適切な設定 4 記録の作成および保管	坂井地域	・農場への病原体 侵入防止の観点か ら重要な事項であ るため ・飼養頭数が多い	通年

	5 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 6 特定症状が確認された場合の早期通報		地域において、交差汚染を防止するため。	
--	--	--	---------------------	--

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

(1) 埋却等に備えた措置

県は、家伝法第 21 条の規定に基づき、家畜の所有者が自ら家畜・家きんの死体の埋却地を確保するよう指導を行う。それらの確保が困難な場合においては、県は家畜の伝染病の発生に対するセーフティネットとして焼却施設、移動式レンダリング装置等の利用が円滑に行われるようにする必要がある。具体的には、焼却施設を所有する市町等との事前協定の締結、移動式レンダリング装置の設置スペースの確保等に努める。

(2) 指導および助言等について

県は、法第 12 条の 6 第 3 項および第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者について、周辺農家および関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称および所在地、代表者名または家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表するとともに、速やかに国へ報告する。なお、命令違反者の公表は、命令を遵守できなかったことについて家畜の所有者の責めに帰すべき事由がない場合を除き原則公表する。

(3) 大規模所有者における対応計画について

県は、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画（焼却または埋却の実施等を含む）の策定及び防疫資材の備蓄の取り組みについて、指導計画の優先事項を定め、指導等を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

(1) 家畜の伝染病疾病の発生予防およびまん延防止を地域レベルで確保するためには、家畜の所有者またはその組織する団体が各地域において自助・共助の考えのもとに自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有等の自主的措置に取り組むことが重要である。

(2) 県および市町は相互に連携を図りながら、(1)の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行う。

(3) 県および市町は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、

① 平常時において、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等を行う。

② 家畜伝染病の発生時または野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における飼養

衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防およびまん延防止に自主的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

(1) 家畜防疫員の確保および育成

家畜防疫員の任命に向けて、獣医学部を設置している大学の就職説明会等を通じて獣医師の確保に務める。また、家畜衛生講習会等に積極的な参加を促し、総合的な指導力を養うとともに、NOSA I 獣医師、開業獣医師と衛生指導時に情報交換を行う等、的確な指導等を行えるよう家畜防疫員の育成に努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

(1) 飼養衛生管理者の選任に関する方針

飼養衛生管理者の変更等があった場合は速やかに家畜保健衛生所に届出るよう、日頃から農場主に指導する。また大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

(2) 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

最新の国内外の海外悪性伝染病の発生情報を家畜保健衛生所の家保だより、HP 等により情報提供する。また、必要に応じ、資料等の提供により必要な知識・技術の習得・向上を図る。

(3) 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

県は、平常時における国内外の家畜伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理に係る調査、注意喚起に関する事項についての情報をメール、FAX、郵送等で提供する。

家畜伝染性疾病の発生時および野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、家畜伝染病の発生状況、法に基づく制限等に関する事項、飼養衛生管理に係る緊急調査、注意喚起・指導に関する事項についてメール、FAX、郵送、電話等で提供する。

III その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

家畜保健衛生所が立ち入りし、指導を行う。

(牛：年1回、豚：年2回、鶏：年2回、馬・その他の畜種：年1回)

(2) 命令違反者の公表について

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に関する指導および助言、勧告ならびに命令に係る事務処理要領の改正について（生産第129号平成29年2月14日付け生産振興課長通知）に基づき、適切に実施する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
関東甲信越北陸ブロック連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都農林水産部農業振興課 ・神奈川県農政部畜産課 ・山梨県農政部畜産課 ・群馬県農政部畜産課 ・埼玉県農林部畜産安全課 ・栃木県農政部畜産振興 ・新潟県農林水産部畜産課 ・富山県農林水産部農業技術課 ・石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課 ・福井県農林水産部中山間農業・畜産課 ・農林水産省関東農政局消費・安全部畜産安全管理課 ・農林水産省北陸農政局消費・安全部畜産安全管理課 	既存	各県毎年持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の発生状況等の情報共有 ・家畜衛生に係る課題等の共有
関西広域連合連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県 ・大阪府 ・京都府 ・奈良県 ・滋賀県 ・和歌山県 ・三重県 ・鳥取県 ・福井県 <p>の危機対策関係および家畜衛生関係各課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省近畿農政局消費・安全部畜産安全管理課 	既存	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の発生状況等の情報共有 ・防疫資材の備蓄状況、家畜防疫員の派遣情報等の共有 ・家畜衛生に係る課題等の共有
北陸三県連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県農林水産部農業技術課 ・石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課 ・福井県農林水産部中山間農業・畜産課 	既存	各県毎年持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の発生状況等の情報共有 ・家畜衛生に係る課題等の共有

岐阜滋賀 福井三県 連絡協議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県農政部家畜防疫対策課 ・滋賀県農政水産部畜産課 ・福井県農林水産部中山間農業・畜産課 	既存	各県毎年持ち 回り	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の発生状況等の情報共有 ・県境消毒ポイント設置の協議 ・家畜衛生に係る課題等の共有
日本まん なか共和 国連絡協 議会	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県 ・三重県 ・滋賀県 ・福井県 	既存	滋賀県（家畜 伝染病対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫演習等の情報共有等
石川福井 連絡協議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課 ・福井県農林水産部中山間農業・畜産課 	既存	各県毎年持ち 回り	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の発生状況等の情報共有 ・県境消毒ポイント設置の協議 ・家畜衛生に係る課題等の共有
福井県家 畜衛生連 絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県農林水産部中山間農業・畜産課 ・福井県家畜保健衛生所 ・農林水産省北陸農政局福井県拠点消費・安全チーム ・福井市農林水産部農政企画課 ・敦賀市産業経済部農林水産振興課 ・小浜市産業部農林水産課 ・大野市産経建設部農業林業振興課 ・勝山市農林政策課 ・鯖江市産業環境部農林政策課 ・あわら市経済産業部農林水産課 ・越前市産業環境部農政課 ・坂井市産業環境部農業振興課 ・永平寺町農林課 ・池田町農村政策課 ・南越前町農林水産課 ・越前町農林水産課 ・美浜町産業振興課 ・高浜町産業振興課 ・おおい町農林水産課 ・若狭町農林水産課 ・福井農林総合事務所農業経営支援部 	既存	県中山間農 業・畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の発生状況等の情報共有 ・各農場における飼養衛生管理基準の遵守状況ならびに課題の情報共有 ・各生産者団体への働きかけ

	<ul style="list-style-type: none"> ・坂井農林総合事務所農業経営支援部 ・奥越農林総合事務所農業経営支援部 ・丹南農林総合事務所農業経営支援部 ・嶺南振興局農業経営支援部、二州農林部 ・（公社）福井県獣医師会 ・開業獣医師 ・NOSA I 福井 ・（一社）福井県畜産協会 			
--	--	--	--	--

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

悪性の伝染性疾病が国内で発生した場合は、早急にメール、電話、FAX を活用し、県内全農場に情報提供を行い、農場主による緊急点検の依頼と早期通報の遵守徹底を確認する。平時から定期報告結果や家畜防疫員による飼養衛生管理基準の確認結果を基に畜種ごとに緊急点検項目を明確化しておき、必要に応じて各農家の現状に即した指導、家畜保健衛生所の緊急立入を実施する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

動物園等に対して、年1回の衛生指導を実施。

